

# **資料 1**

## **第 1 回研究会の振り返り**

# **1. 第1回研究会（7月3日）全体概要**

# 1. 第1回研究会（7月3日）全体概要

7月3日に第1回研究会を開催し、本研究会の運営について確認するとともに、昨年度の実施内容・経緯の振り返りを実施し、標準仕様書の精度向上に向けた進め方について確認いたしました。

## 第1回研究会議事次第及び主たるご説明事項

### （1）研究会等の開催及び運営について

- ✓ 本研究会の開催要綱及び会議体運営（出席者、議事概要、配布資料の扱い）を確認

### （2）昨年度検討経緯の振り返りについて

- ✓ 標準仕様書（1.0版）の策定経緯
- ✓ 標準仕様書（1.1版）の策定経緯
- ✓ 今年度に向けた申し送り事項を確認

### （3）標準仕様書の精度向上に向けた進め方について

- ✓ 今年度の検討スケジュールおよび位置づけを確認
- ✓ 今年度検討における前提事項及び取組方針を確認
- ✓ 標準仕様書の精度向上に向けた検討テーマ及び対応方針を確認

## **2. 「昨年度検討経緯の振り返りについて」の説明事項**

## 2. 「昨年度検討経緯の振り返りについて」の説明事項

### 2-1. 令和4年度における検討経緯（概要）

5月から6月にかけて全国意見照会を実施した後、意見を集約、整理した上で、ワーキングチーム及びベンダー分科会で討議を実施し、第1回研究会を経て、標準仕様書（1.0版）を策定しました。



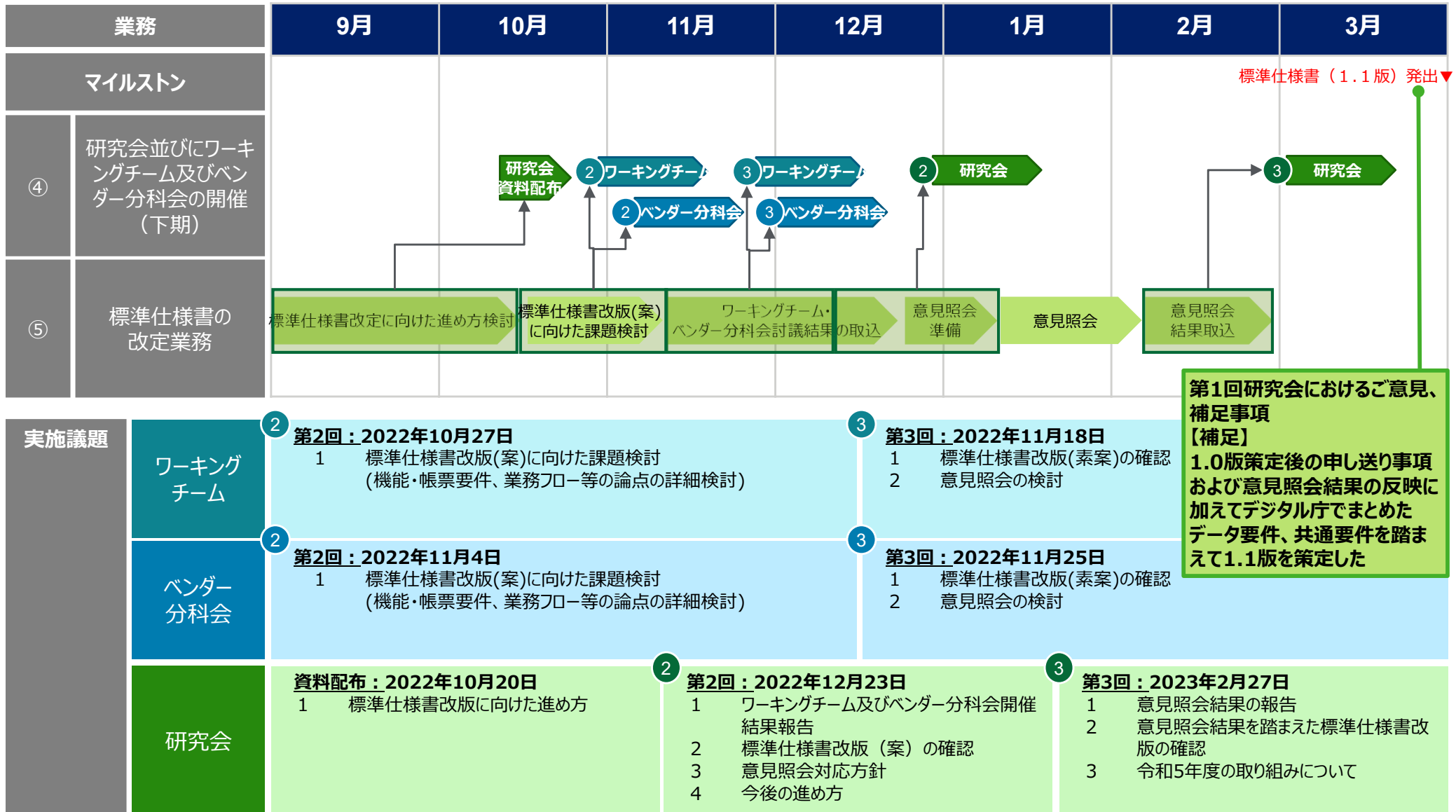
実施議題	①	ワーキングチーム
	①	ベンダー分科会
	①	研究会

**第1回研究会におけるご意見、補足事項【補足】**  
 地方自治体の20業務が標準化の対象となっており、国民年金は令和4年8月に標準仕様書（1.0版）が策定された

## 2. 「昨年度検討経緯の振り返りについて」の説明事項

### 2-1. 令和4年度における検討経緯（概要）

9月に中間報告書作成後、研究会、ワーキングチーム及びベンダー分科会を各2回ずつ実施し、第3回研究会を経て、標準仕様書（1.1版）を策定しました。



## 2. 「昨年度検討経緯の振り返りについて」の説明事項

### 2-2. 標準仕様書改定（令和5年度）に向けた申し送り事項

標準仕様書（第1.1版）には取り込まないこととした検討事項は申し送り事項とし、令和5年度以降、引き続き検討を進めます。  
（令和5年度国民年金システム標準化調査研究事業として実施することを想定しています。）

#### 令和5年度以降の検討課題（申し送り事項）

区分	検討事項（案）	
業務フロー／機能要件	① 年金機構システムとの連携	<ul style="list-style-type: none"><li>年金機構が管理する情報の国民年金システムにおける取り扱い（登録対象情報（処理結果一覧表等）の整理統合、政府全体のデジタル化方針を踏まえた情報連携のあり方の検討）－中長期的課題－</li></ul>
全般（本紙／ツリー・フロー／機能要件／帳票要件／帳票詳細要件／帳票レイアウト）	② 基幹業務共通機能仕様	<ul style="list-style-type: none"><li>すべての標準化対象事務に共通する機能に関する仕様（書）については、デジタル庁が主体となって検討を進めており、市町村基幹業務の標準仕様書は、共通機能に対応した仕様となっているか確認し、整合性を取る必要があります。令和5年度はこれらの共通機能仕様書(※)と標準仕様書（1.1版）との整合性について確認を行い、標準仕様書に必要な見直しを行います。</li></ul> <p>※共通機能仕様書等 地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書 地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書 標準仕様書間の横並び調整方針 指定都市要件見直し結果（成案）</p>
	③ その他	<ul style="list-style-type: none"><li>標準仕様書の精度向上のための各種検討</li></ul>

### **3. 「標準仕様書の精度向上に向けた進め方について」の説明事項**

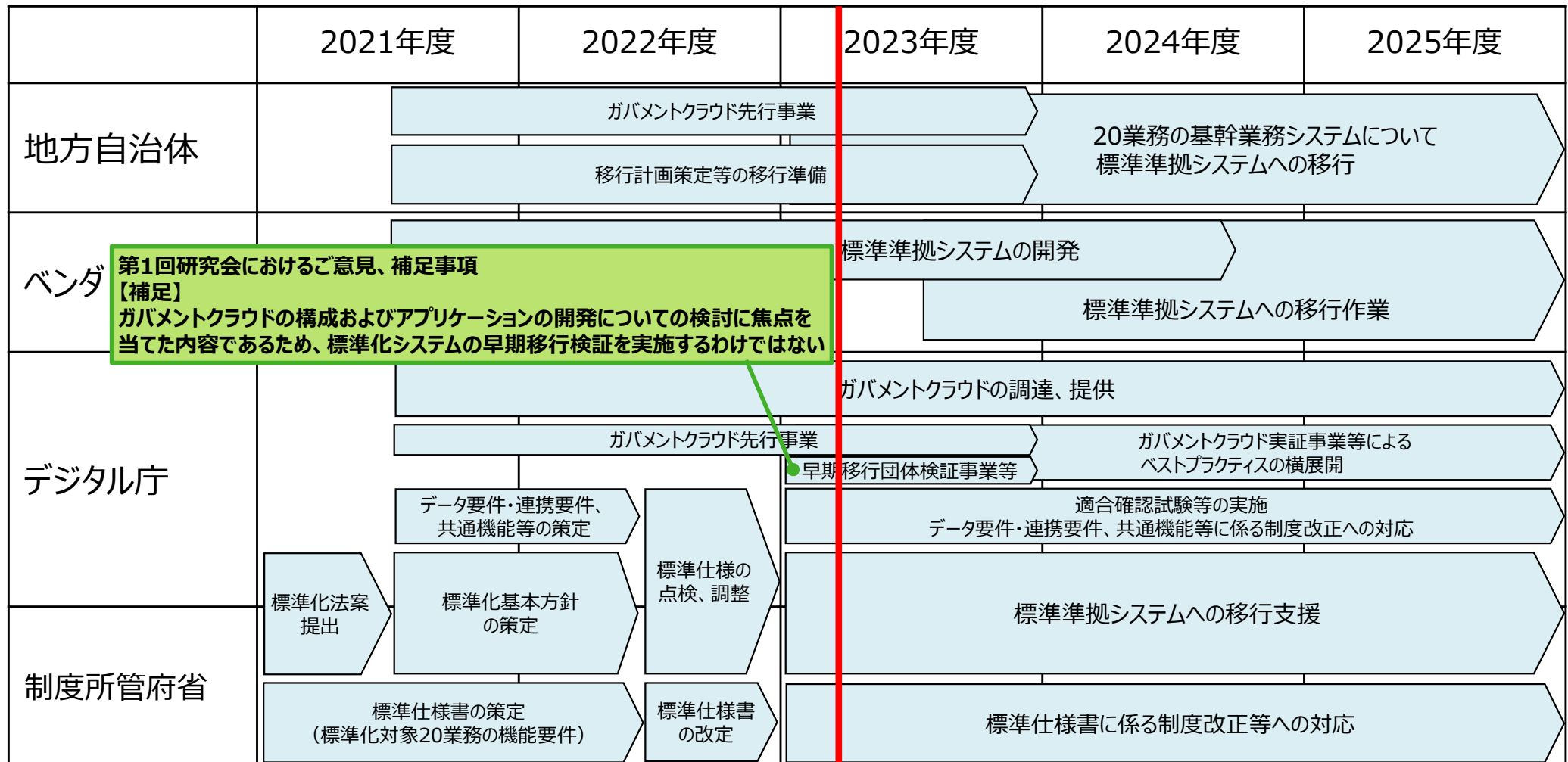


### 3. 「標準仕様書の精度向上に向けた進め方について」の説明事項

#### 3-1. 標準化全体スケジュール

令和5年度は、地方自治体及びベンダにおいて標準準拠システムへの移行を本格的に開始するとともに、制度所管府省においては標準準拠システムへの移行支援と、標準仕様書についての各自治体やベンダからの解釈の確認、疑義等への対応を行います。

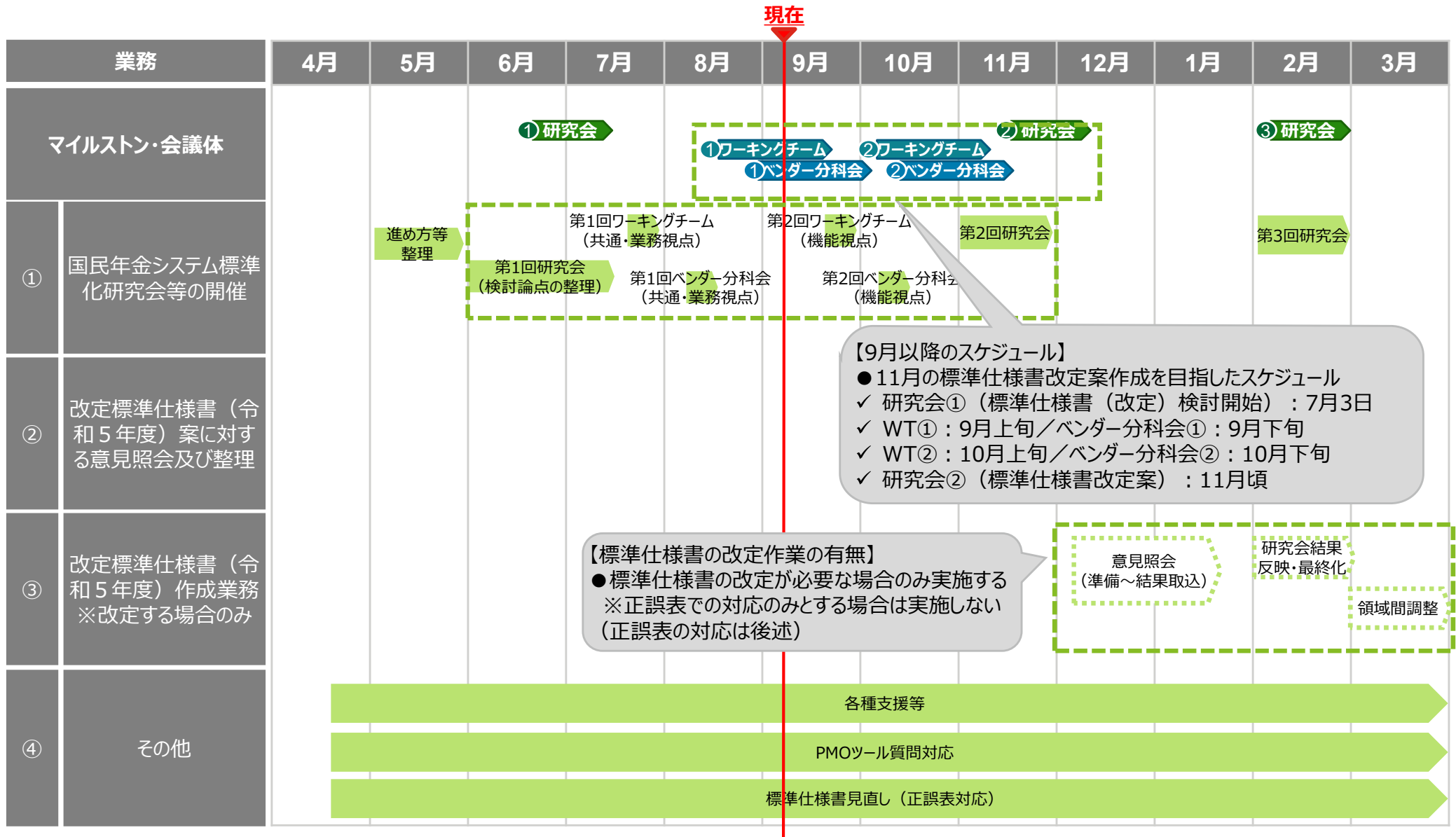
#### 地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化に向けたスケジュール ※R5.6月デジタル庁資料



### 3. 「標準仕様書の精度向上に向けた進め方について」の説明事項

#### 3-2. 令和5年度全体スケジュール（国民年金領域）

令和5年度は、研究会を3回、ワーキング、分科会を各2回実施する予定です。



### 3. 「標準仕様書の精度向上に向けた進め方について」の説明事項

#### 3-3. デジタル庁から示された取組方針に基づく対応

令和5年度における標準準拠システムへの移行支援にあたり、令和5年6月16日にデジタル庁HPにて公表された「標準仕様書の改定・運用に関する考え方」で示された運用に沿って対応することが必要です。

#### 対応のポイント（標準仕様書の改定・運用に関する考え方（デジタル庁HP公表）から抜粋）

項番	項目	取組の考え方（標準仕様書の改定・運用等についての制度所管省庁への説明会資料）	取組のポイント
1	改定にかかる内容	①制度改正等の政策上必要と判断される見直しを行う場合は、原則として適合基準日の1年前までに見直し内容を反映した標準仕様書を公表する。ただし、制度改正が毎年予定されているなど、1年前までの仕様書の見直しが困難な事務については、デジタル庁と制度所管省庁で協議の上、別途定める。	✓ 制度改正について、標準仕様書への影響を事務局で検討する
<b>第1回研究会におけるご意見、補足事項【補足】</b> <b>緊急度の高い対応が必要な場合等、適宜個別に日付を変更する可能性はある※</b>		②制度改正等以外の事情を契機として見直しを行う場合は、原則として、年1回の特定の期日を目途に見直し内容を反映した標準仕様書を公表することとし、当該内容に係る適合基準日は、公表後1年後以降とする。ただし、移行支援期間（2025年度まで）においては、統一・標準化の取組を優先するため、原則として当該見直しは行わず、真に必要なものについてデジタル庁と協議の上、見直しを行う。	✓ 見直しが必要な場合、意見照会を実施する
		③データ要件・連携要件については、機能要件の見直しを契機として改定を行う。	—
		④見直し内容の標準仕様書への反映の基準日は原則として、8月31日と1月31日とする。	—
	5	※適合基準日の運用について、デジタル庁の想定は以下 ①令和5年3月までの標準仕様書については、令和8年4月1日を適合基準日とする ②令和5年4月以降に改定した標準仕様書で、制度改正等により例外的に追加した機能IDについては、標準化適合期限である令和8年4月1日を越えないものについては、令和8年4月1日を適合基準日とする ③②で制度改正等以外の事情を契機とするものは、令和8年4月より後の適合基準日とする	
6	事業者等からの疑義等への対応や解釈の補記の範囲にかかる内容	（1）標準準拠システムの開発過程等で生じる事業者等からの標準仕様書の解釈の確認や疑義等への対応 事業者等からの疑義等について、デジタル庁及び制度所管省庁は、標準化PMOツールで対応する。 また、当該解釈等を標準仕様書に補記する場合は、次の（2）正誤表の公開の対応を行うこと。	✓ 事業者からの等からの標準仕様書の解釈の確認や疑義には、標準仕様書の改定プロセスを待つことなく、PMOツールにて対応
7		（2）正誤表の公開 標準仕様書の解釈等の記載や誤記の訂正については、標準仕様書の改定プロセスを待つことなく、正誤表で対応することができる。 なお、正誤表で対応可能な範囲については、「機能要件の修正等に伴う機能IDの運用ルール」のとおりとする。	✓ 標準仕様書の実装区分とデータ要件の実装タイプの差異は正誤表で対応

### 3. 「標準仕様書の精度向上に向けた進め方について」の説明事項

#### 3-4. デジタル庁から示された取組方針に基づく対応

##### 【補足】事業者等からの疑義等への対応や解釈の補記の範囲にかかる内容（2）正誤表の公開

正誤表による対応範囲（※）は、標準仕様書の改定・運用に関する考え方（デジタル庁HP公表）において、「誤記の訂正」、「データ要件・連携要件との管理項目不整合に伴う訂正」、「要件の考え方・理由、備考欄のみの加除」と示されています。

項目	種別	例	機能ID
機能要件	削除	機能要件を全て削除	元の機能IDを欠番とする
機能要件	分割	機能要件の分割	元の機能IDを欠番とする (1つの要件を2つに分割する場合、機能IDを2つ新規付番する)
機能要件	新規追加	新しい機能要件の追加	新規付番
機能要件	修正	一部追加 一部削除	元の機能IDを欠番とする 修正を行った機能要件に機能IDを新規付番する
機能要件	訂正	※ あきらかな誤記の訂正 (例：当該昨日→当該機能) ※ データ要件・連携要件との管理項目不整合に伴う訂正	機能IDをそのまま利用し、訂正する
実装類型	修正	実装必須機能から標準オプション機能に修正	機能IDをそのまま利用し、修正する
要件の考え方・理由、備考欄	補記	※ 機能要件の考え方等のみを加除	機能IDをそのまま利用し、訂正する

【補足】  
正誤表での対応



#### 国民年金標準仕様書への対応方法（事務局案）

【改定】※改定する場合のみ

- 発出時期  
令和6年3月（予定）
- 発出プロセス  
事務局で改定案を作成し、研究会及び意見照会に諮ったうえで発出

【正誤表】

- 発出時期  
随時
- 発出プロセス：  
事務局で正誤表を作成し、研究会構成員の意見を募ったうえで発出

##### 【参考】正誤表フォーマット

機能ID	修正カラム	正	誤
0010001	機能要件	当該機能において、〇〇の検索ができること。	当該昨日において、〇〇の検索ができること。
0010100	要件の考え方・理由	〇〇の異動処理を行うにあたって、△△情報が必要であることから実装必須機能として定義している。	(記載なし)

#### 第1回研究会からの変更事項

【変更事項】  
実装タイプの誤りは正誤表ではなく改定での対応とする  
※デジタル庁による確認

### 3. 「標準仕様書の精度向上に向けた進め方について」の説明事項

#### 3-5. 検討テーマ整理

令和4年度下期の意見照会結果等を踏まえ、令和5年度以降の検討テーマを区分しました。

標準仕様書（1.1版）以降で対応すべき事項

内因 （「研究会」起因）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 意見照会結果（令和4年度1-2月実施分）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>追加</li> <li>見直し</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 申し送り事項（令和4年度分）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>追加</li> <li>見直し</li> </ul> </li> </ul>
外因	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 領域間の整合作業                     <ul style="list-style-type: none"> <li>標準化全体に共通する事項／横並び調整方針への対応 ※1.1版以降の対応とした事項                             <ul style="list-style-type: none"> <li>横並び調整方針/標準仕様書の改定・運用等                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>追加</li> </ul> </li> <li>共通機能の標準                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>見直し</li> </ul> </li> <li>データ要件・連携要件の標準                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>追加</li> </ul> </li> <li>非機能要件の標準                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>見直し</li> </ul> </li> <li>ガバメントクラウドの利用基準                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>追加</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 法令・制度改正対応                     <ul style="list-style-type: none"> <li>追加</li> <li>見直し</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 自治体からの意見・質問（PMOツール経由分）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>追加</li> <li>見直し</li> </ul> </li> </ul>

検討テーマとして再整理

検討テーマの区分（案）

業務機能の追加	①新規機能・帳票の追加	標準化済みの業務に係る新規機能・帳票の追加
	②新規業務（及び機能・帳票）の追加	標準化されていない業務の追加とそれに伴う機能・帳票の追加
業務機能の見直し	③標準仕様書の精度向上・要件化範囲・内容の最適化	標準仕様書の品質の向上の観点から改善を図る事項
	④法令・制度改正予定の標準仕様書への反映	「1.1版」決定以降の法令・制度改正内容の標準仕様書への反映
	⑤年金機構側の業務変更を伴う事項に関する対応	日本年金機構との調整を要する業務・機能の見直し
その他追加・見直し	⑥横並び調整方針への対応	横並び調整方針についての対応
	⑦共通事項への対応	標準化業務の共通事項との整合確認及び標準仕様書への反映

### 3. 「標準仕様書の精度向上に向けた進め方について」の説明事項

#### 3-6. 精度向上に向けた対応方針

各検討テーマ区分について令和5年度の対応方針を検討しました。

検討テーマ区分		対応方針
①	新規機能・帳票の追加	※令和5年度においては原則対応せず
②	新規業務（及び機能・帳票）の追加	※該当する事項なし
③	標準仕様書の精度向上・要件化範囲・内容の最適化	開発・移行の円滑化に寄与する対応を行う
④	法令・制度改正予定の仕様書への反映	制度改正について、標準仕様書への影響を事務局で検討のうえ、必要に応じて改定標準仕様書を策定する
⑤	年金機構側の業務変更を伴う事項	※中長期的課題（年金機構と自治体間の報告・送付対象情報及び手段の整理）
⑥	横並び調整方針への対応	デジタル庁が横並び調整方針を修正した場合、標準仕様書への影響を事務局で検討のうえ、調整方針に沿って標準仕様書を更新し、研究会にて報告
⑦	共通事項の整備への対応	デジタル庁が共通事項の整備を修正した場合、標準仕様書への影響を事務局で検討のうえ、平仄を合わせる形で標準仕様書を更新し、研究会にて報告

**EOF**